

## 奨学金制度の充実を求める意見書

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3%を上限とする利息付きの第二種奨学金がある。平成24年度の貸与実績は、第一種奨学金が約40万2千人、第二種奨学金が約91万7千人となっている。

しかしながら、近年、第一種奨学金、第二種奨学金とも、貸与者及び貸与額が増加するなか、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年度末での返済滞納者数は約33万4千人、その滞納額は過去最高の約925億円となっている。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返済期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年度からは無利息の第一種奨学金の中に「所得連動返還型無利子奨学金制度」を導入している。さらに、平成26年度からは延滞金の賦課率の引下げを実施している。しかし、これらの救済制度は要件が厳しく、通常の返還猶予期間の上限が10年であるなど、様々な制限があることに対して問題点が指摘されている。

よって、政府におかれては、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境を作るため、下記の事項を実現するよう強く求める。

### 記

- 1 大学生等を対象とした給付型奨学金制度を早期に創設するとともに、高校生を対象とした給付型奨学金制度の拡充を促進すること。
- 2 収入が一定額を超えるまでは、返還期限が猶予される所得連動型の奨学金制度を着実に実施すること。
- 3 授業料減免の制度を拡充させるとともに無利息の奨学金制度をより一層充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年3月16日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
文部科学大臣	馳浩	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿